

「指定計画相談支援・障害児相談支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

株式会社QUON
相談支援事業所くおん

当事業所は障害者総合支援法にもとづく特定相談支援事業所の指定を受けています。(京都市指定 第2630581771号)

当事業所は児童福祉法にもとづく障害児相談支援事業所の指定を受けています。(京都市指定 第2670500145号)

相談支援事業所くおん

京都市南区吉祥院内河原町3番地2

サクシード吉祥院100号室

TEL 075-286-8183

FAX 075-286-8182

1. 事業者

名 称	株式会社QUON
所在地	京都府向日市森本町天神森6番地の53
電話番号	075-286-8181
代表者氏名	代表取締役 西村 親生
設立年月	令和4年12月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 令和7年6月1日指定 第2630581771号 指定障害児相談支援事業所 令和7年6月1日指定 第2670500145号
事業の目的・運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者または障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。4. 関係法令等を遵守します。
事業所の名称	相談支援事業所くおん
事業所の所在地	京都市南区吉祥院内河原町3番地2 サクシード吉祥院100号室
電話番号	075-286-8183
FAX 番号	075-286-8182
管理者氏名	(職名) 管理者 山田 桂子 (兼任)
開設年月	令和7年6月1日
事業所が行なっている他の業務	

3. 事業実施地域

京都市南区全域、西京区全域、右京区（旧京北町を除く）、下京区全域、向日市全域、長岡京市全域

4. 営業日等

営業日	営業時間
平日（月曜～金曜）	9：00～18：00
営業しない日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月31日～1月3日

5. 職員の体制

職種	人数	勤務形態	資格
管理者	1人	非常勤・兼務	
相談支援専門員	1人	非常勤・兼務	介護福祉士

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業員に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定サービス利用支援】 支給決定または支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者または家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>

7. 主たる対象者

- 身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）
- 知的障害者
- 精神障害者
- 障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童）
- 難病等対象者

8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

（１）サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者または障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者または障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画または障害児支援利用計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者または障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画または障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画または障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者または障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介または地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合または利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所または入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所または退院しようとする利用者またはその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. 利用料金

①サービス利用料金

相談支援利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車等の交通用具を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

<p>事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満</p>	<p>250円</p>
<p>事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上</p>	<p>500円</p>

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア. 下記指定口座への振込み 京都中央信用金庫 葛野支店 普通預金 口座番号 0414026 口座名義 株式会社 QUON 代表取締役 西村 親生 イ. 金融機関口座からの自動引落とし ウ. 直接のお支払い</p>

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

11. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催
- ②虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 山田 桂子
- ③成年後見制度の利用支援
- ④苦情解決体制の整備
- ⑤従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定計画相談支援事業所の従業員及び管理者（以下「職員」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

13. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
- ・アセスメントの記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリング結果の記録
- ・関係機関からの情報提供に関する記録
- ・契約書
- ・重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類
- ・利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付日および時間	平日 9:00~18:00
----------------	---------------

14. 損害賠償保険への加入

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

15. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口（担当者） 相談支援専門員 山田 桂子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

<苦情解決責任者 管理者 山田 桂子>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

京都市南区役所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-681-3282
京都市西京区役所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：075-381-7666

京都市西京区役所洛西支所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-332-9275
京都市右京区役所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-861-1451
京都市下京区役所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-371-7217
京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部児童福祉センター	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-950-0748
京都市第二児童福祉センター	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-612-2727
向日市役所 障がい者支援課 障がい者支援係・障がい福祉係	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：075-874-2574・874-3593
長岡京市役所 障がい福祉課 障がい支援係	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：075-955-9710
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
京都府福祉サービス運営適正委員会 (社会福祉協議会)	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～16：30 電話番号：075-252-2152

15. 第三者による評価の実施状況（ 有 ・ 無 ）

①実施した年月日 令和 年 月 日

②実施した評価機関の名称

③当該結果の開示状況（ 有 無 ）

指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 京都市南区吉祥院内河原町3番地2 サクシード吉祥院100号室

(名称) 株式会社QUON

(代表者) 代表取締役 西村 親生

説明者

(事業所) 相談支援事業所くおん

(職氏名) 管理者 山田 桂子

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援または指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(氏名)

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名)

(続柄)

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供にあたり、障害児通所支援等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援事業所くおん 管理者 山田桂子

<住 所>

<氏 名>